

JAS法に基づく品質表示基準の改正に係る消費者委員会への諮問について

平成23年6月7日
消費者庁

消費者庁では、本日、みそ品質表示基準(平成12年農林水産省告示第1664号)の改正に係る消費者委員会への諮問を行いましたので公表します。

記

1. 諮問の内容

- (1) 風味原料等を使用した「みそ」がみその定義に含まれることを明確にすること。
- (2) だし入りみそについて、名称の表示の方法に係る規定を追加すること。
- (3) 原材料名の表示方法について、原料、食品添加物等の各区分中の原材料を重量順に記載することを明確にすること。
- (4) 内容量の表示方法について、内容重量の標準を削除し、加工食品品質表示基準(平成12年農林水産省告示513号)と整合性を図り、内容量に合わせた内容量表示とすること。

2. 諮問の経緯

- (1) 第1回消費者委員会食品表示部会(平成22年3月23日)において品質表示基準見直し計画を報告
- (2) 第6回消費者委員会食品表示部会(平成22年12月13日)においてみそ品質表示基準の見直しを開始することを報告
- (3) 平成23年1月6日～2月4日パブリックコメントの募集
- (4) 平成23年1月26日品質表示基準見直しに係る説明会を開催
- (5) 第8回消費者委員会食品表示部会(平成23年3月9日)においてパブリックコメントの募集結果を報告
- (6) 第9回消費者委員会食品表示部会(平成23年5月16日)において対応方針を報告

3. 今後の予定

消費者委員会食品表示部会での審議後、みそ品質表示基準の一部改正につき、農林水産省に協議し、パブリックコメント(30日程度)、WTO通報(60日程度)を実施する予定。これらの結果を踏まえ、消費者委員会において再度審議を行い、消費者委員会から答申を受理し、みそ品質表示基準の一部改正を実施する予定です。

問い合わせ先：消費者庁食品表示課
岡田、杉木
Tel：03 - 3507 - 9223